

平成27年6月17日公布の

道路交通法の一部改正について

平成29年6月までに施行

① 高齢運転者対策の推進を図るための規定の整備

■ 臨時認知機能検査に関する規定の整備

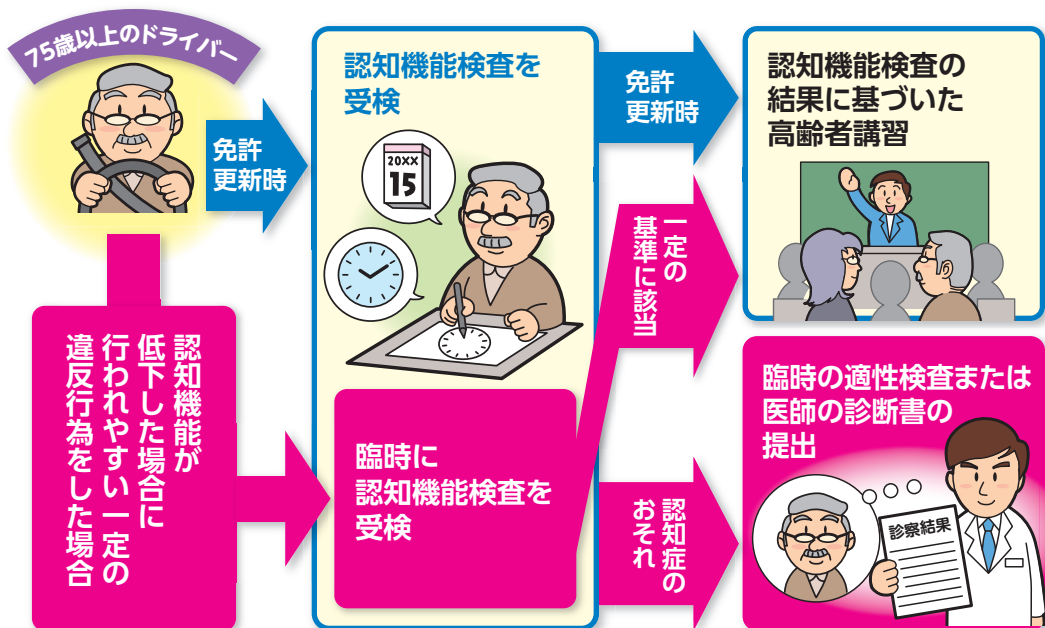
75歳以上の運転免許を持っている者が、**認知機能が低下した場合に行われやすい一定の違反行為**をしたときは、**臨時に認知機能検査**を受けることになります。

■ 臨時高齢者講習に関する規定の整備

臨時認知機能検査を受けた者が、**一定の基準に該当**するときは、臨時認知機能検査の結果に基づいて**高齢者講習**を受けることになります。

■ 臨時適性検査等に関する規定の整備

認知機能検査を受けて、**認知症のおそれ**があることを示す一定の基準に該当したときは、臨時に**適性検査**を受けるか、または一定の要件を満たす**医師の診断書の提出**を命ぜられることになります。

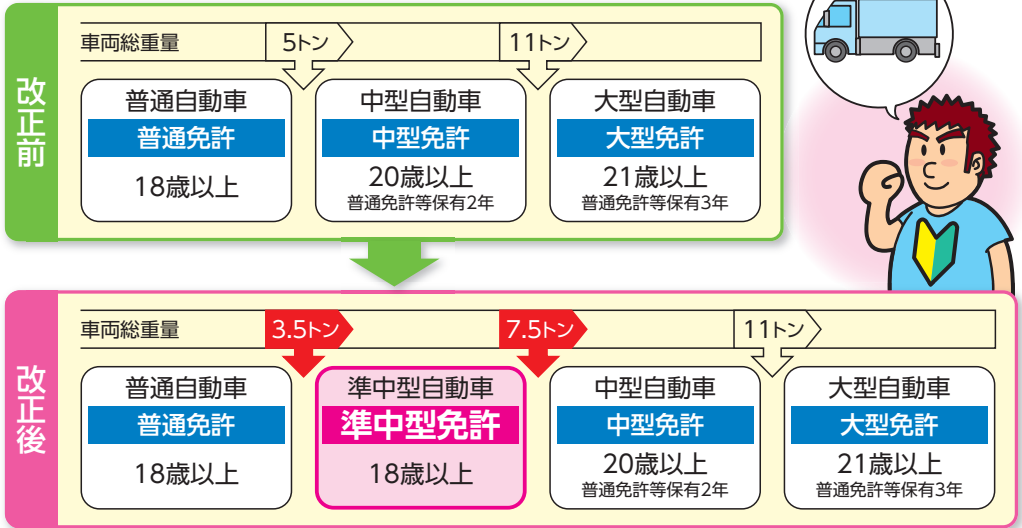


平成29年6月までに施行

② 運転免許の種類等に関する規定の整備

■ 運転免許の種類に関する規定の整備

運転免許の種類として、新たに、**準中型自動車免許**(以下「準中型免許」といいます。)が設けられます。



※車両総重量等の車体の大きさについては、今後、道路交通法施行規則で必要な規定が整備される予定です。

■ 運転免許の欠格事由等に関する規定の整備

準中型免許は普通免許を持っていなくても、**18歳から**受けることができます。

■ 初心運転者に関する規定の整備

- 準中型免許を受けてから**1年以内に違反行為をして一定の基準に該当**するときは、**再試験**を受けなければなりません。
- 準中型免許を受けて1年を経過していない初心運転者は、原則として、準中型自動車を運転する場合は、準中型自動車に**初心者マーク**をつけなければなりません。

平成27年6月17日から施行

③ 運転免許の仮停止の対象範囲の拡大

酒気帯び運転や過労運転等で交通事故を起こした場合には、死亡事故でなくても**運転免許の仮停止**の対象となりました。